

[59] 哲学論文集表紙奥付等

<https://hdl.handle.net/2324/7158057>

出版情報：哲学論文集. 59, 2023-09-30. The Kyushu-daigaku Tetsugakukai
バージョン：
権利関係：

九州大学哲学学会会則

- 第一条 本会は九州大学哲学会と称する。
- 第二条 本会は会員相互間の研究交流並びに親睦を図ることを目的とする。
- 第三条 本会の事務所は福岡市西区元岡、九州大学文学部内におく。
- 第四条 本会の会員は正会員、特別会員及び名誉会員とする。
- 一、正会員となることができる者は次の者とする。
- 九州大学において哲学・倫理学を専門とする教員・学生・院生及び卒業生
- その他評議会で適当と認めたる者
- 二、特別会員は前項教員のうち教授・准教授及び専任講師を退職した者とする。(但し、旧教養部教員を含む。)
- 三、名誉会員は本会で適当と認めたる者とする。
- 第五条 本会はその目的を達成するため次の事業を行う。
- 一、毎年一回大会の開催
- 二、会誌等の刊行
- 三、研究資料の蒐集及び交換
- 四、国内の関係学術団体との連絡
- 五、研究会、講演会等の開催
- 六、その他、本会の目的を達成する為に必要な事業

- 第六条 本会に次の役員をおく。
- 一、評議員 若干名(内会長一名、理事若干名)
- 二、会計監査 二名
- 三、幹事 若干名
- 第七条 総会は年一回定期的に開き、その他必要あれば評議会の決議によって臨時に開くことが出来る。
- 第八条 評議員は正会員相互の互選によって選び、任期は二年とする。但し重任を妨げない。
- 第九条 評議会は本会の事業の運営にあたり、幹事を依頼し、その他必要な場合は専門委員を依頼する。
- 第十条 評議員の互選により理事若干名をおく。
- 第十一条 評議員の互選により会長一名をおく。
- 会長は本会を代表し、評議会を招集し、評議会にはかつて総会を招集する。
- 第十二条 正会員の互選により会計監査一名をおく。会計報告は総会において行う。
- 第十三条 幹事は評議会の依頼により会の庶務ならびに会計を処理する。任期は二年とする。但し重任を妨げない。
- 第十四条 本会の経費は会費、寄附金、その他の収入による。
- 第十五条 正会員は所定の会費を納めるものとする。
- 一、正会員は会費五〇〇〇円を納める。

- 但し正会員のうち学籍を有する学生である者およびOB・OGでありかつ未だ常勤職に就いていない者は、会費三〇〇〇円を納める。
- 二、会費を二年間滞納した会員は会員としての権利(機関誌への応募資格、大会における研究発表の資格、評議員選挙の選挙権および被選挙権、機関誌の送付等)を一時的に失う。この権利は、事務局からの会費の催促に対して滞納分の会費を当該会員が支払うことによって回復される。
- 三、会費滞納が三年を超える会員については、自動的に退会扱いとする。但し本項の規定は当該会員の再入会を妨げない。
- 四、前項の規定により退会扱いとなった会員については、滞納分会費を一括または分割で全額納めることによりその再入会が許可される。
- 第十六条 会計年度は毎年九月一日に始まり翌年八月三十一日に終る。
- 第十七条 本会則の変更は総会の決議による。
- ※付則
- 一、本会に入会及び脱会を希望する者は書面をもって評議会に申し出、その承諾を得なければならぬ。
- 二、本改正会則は平成二十一年九月二十六日から之を施行する。